

東海透析技術交流会規約

- 第1条 (名称)** 本会は、東海透析技術交流会と称する。
- 第2条 (目的)** 本会は、人工透析（透析以外の血液浄化法などを含む）に関する知識・技術の向上を図り、もって透析医療の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 (事業)** 本会は、その目的のために次の事業を行う。
1. 学術集会・講演会・学習会等の開催。
(特定の地域で活動するために支部をおくことが出来る。支部長は世話人が兼務し、運営に要する費用は、その支部で賄う。)
2. 会報・会誌等の発行。
3. 関連諸団体との協力活動。
4. その他、目的達成のための事業。
- 第4条 (会員)** 本会は、正会員と賛助会員で構成する。
1. 正会員は、本会の主旨に賛同する東海地区の透析技術者ならびに透析関連職種従事者とする。
2. 賛助会員は、本会の事業を後援しようとする個人・法人または団体とする。
- 第5条 (役員)** 本会は、次の役員をおく。
1. 代表世話人 1名
2. 事務局長 1名
3. 会計 1名
4. 世話人 15名程度
5. 監査 1名
役員は、正会員の中から総会において選出される。
役員の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 第6条 (会議)** 総会は年1回開催し、年間予算・決算及び事業計画・報告を承認する。
役員会は必要に応じて開催し、会務を執行する。
- 第7条 (会費)** 年会費は、正会員2千円、賛助会員1万円、入会金は、1千円とする。
1. 会費未納が2年以上にわたる場合は、退会したとみなすことができる。
2. 休会届出について
本会の正会員で次の各号の理由により参加等が困難な場合は休会できる
1) 出産・育児・介護
2) 長期の病気療養
3) その他役員会において承認された理由
- (期間)**
1) 休会期間は年単位とし、役員会において承認された日からとする。また役員会の承認を得て、
連続2年間まで休会を延長することができる

- 2) 2年以上の休会の場合は退会扱いとする
- 3) 休会期間中の年間費は免除とする

(権利等の停止)

- 1) 総会での議決権
- 2) 本会が主催するセミナーへの正会員資格での参加
- 3) 正会員として有する権利や義務

第8条 (会計) 会計年度は、4月1日より翌年3月31日とする。

1. 本会の会計に関しては会計担当が把握するものとする。

第9条 (事務局) 本会の事務局は以下に置く。

事務・連絡先

愛知県一宮市大和町毛受字辻畠47-1

いつきクリニック一宮内

東海透析技術交流会 (TEL0586-47-7005, FAX0586-47-7627)

第10条 (運営) 団体は諸問題が発生した場合は、隨時会議を開催して審議を行い、その議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。

第11条 (所在地) この団体を次の所在地に置く。

稻沢市高御堂4丁目 稲沢クリニック内

付則

1. 規約に定めがない事項については、役員会にて議決し、総会で承認を得る。
2. 本規約は、1989年5月14日をもって施行する。
3. 1990年6月10日、第1条を改正する。
4. 1997年5月18日、第4条、第5条を改正する。
5. 2001年5月13日、第7条2項を追加する。
6. 2005年5月08日、第3条1)に、ただし書きを追加する。
7. 2008年5月25日、第7条を改正する。
8. 2010年5月09日、第5条、第8条を改正し、第9条を追加する。
9. 2020年7月17日、第10条、第11条を追加する。
10. 2025年2月24日、第11条を変更する。
11. 2025年7月15日、第7条を変更する。

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

東海透析技術交流会

代表世話人 小塙 信

愛知県一宮市羽衣1-6-12